

県保健医療計画構成図

第8次県保健医療計画

○本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となる（医療法第30条の4第1項）

○本県の保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を取りながら連携・役割分担して推進

圏域編

【第8次 計画期間】

令和6年度～令和11年度（6年間）

（第7次 平成30年度から令和5年度）

曾於保健医療圏

本文【資料4-1】

+

資料編

- ・医療体制
- ・医療機能基準【資料4-3】

肝属保健医療圏

本文【資料4-2】

+

資料編

- ・医療体制
- ・医療機能基準【資料4-4】

R5.9
書面協議
済み

今回
協議

上記医療機能基準に該当する医療機関等の「一覧表」を作成し、HPに掲載

上記医療機能基準に該当する医療機関等の「一覧表」を作成し、HPに掲載